

後期高齢者医療制度がスタートしました

今月から、75歳以上の方（65歳以上75歳未満で一定の障がいがあると認定された方）は、後期高齢者医療制度で医療を受けることになります。

この制度の運営は、北海道後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収や各種申請、届け出などの窓口業務は各市町村が行います。



◆各種申請・届け出◆

高額療養費、食事療養費および生活療養費の差額支給申請や障害認定申請など今までと同様、町の窓口で申請していただくことになります。

◆被保険者証◆

3月末までに後期高齢者医療被保険者証を郵送していますので、4月からは新しい被保険者証を病院の窓口に提示して医療を受けてください。3月まで使用していた被保険者証と老人保健法医療受給者証は使用できなくなりますのでご注意ください。

後期高齢者医療制度は75歳の誕生日から対象となります。75歳になられる方には、誕生日の前月末までに被保険者証を郵送します。



◆保険料の納付方法◆

保険料は、介護保険と同様に原則として年金から差し引かれることとなります。ただし、年金の年額が18万円未満の場合や、介護保険料と後期高齢者医療保険料との合計額が年金受給額の1/2を超える場合などには、納付書や口座振替などの方法で納めていただくことになります。

平成20年4月の年金受給額から天引きが始まります。年金から保険料が天引きされる方には、4月上旬に町から通知します。なお、保険料が決定する7月には被保険者全員に通知します。

年金の天引きの条件に該当する方でも、制度当初の作業により4月の年金から天引きされない方もいます。その方は、平成20年10月から開始となる予定です。

◆葬祭費◆

今までは国民健康保険や社会保険などで決められた葬祭費が支給されていましたが、4月からは北海道後期高齢者医療広域連合で決定された道内一律の葬祭費3万円が支給されます。

北海道後期高齢者医療広域連合ホームページ <http://iryokouiki-hokkaido.jp/>

国保の保険証が変わりました

制度改正に伴い、国民健康保険（国保）の新しい保険証をお送りしました。4月1日からその保険証を使用してください。ご家族分を確認の上、大切に保管してください。古い保険証は4月1日以降に必ずハサミなどで裁断し、破棄してください。

【有効期限が一部変更になりました】

平成21年3月31日までに65歳の誕生日を迎える退職者制度該当の方および75歳の誕生日を迎える方は、次のとおりの有効期限になります。なお、有効期限が近づきましたら新しい保険証を郵送します。

■退職者制度該当の方 対象年齢が65歳まで

となりました。65歳から一般の国保に移行するため新しい保険証を郵送します。手続きは不要です。誕生月の末日までの有効期限になっています。なお、1日生まれの方は誕生月の前月の月末までとなっています。

■75歳の誕生日を迎える方

75歳の誕生日の前日までが有効期限です。
※後期高齢者医療制度に移行するため後期高齢者医療保険証を郵送します。手続きは不要です。

【こんなときは保険証の返還を】

町外に転出あるいは他保険（社会保険など）に加入している方は届け出が必要ですので、印鑑・保険証（国保・社保）を持って福祉保健課へ。（詳しくは保険証送付書の裏面をご覧ください）

■問合せ 福祉保健課医療給付係（☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

受賞おめでとうございます

前・元町議の田中與士信さんと星賀 譲さん



全国町村議会議長会の表彰
前町議会議員の田中與士信さん（北栄）と元町議会議員の星賀譲さん（穂波）が、自治功労者として全国町村議会議長会表彰を受けられました。
田中さんは、昭和54年5月から平成19年4月まで7期28年、星賀さんは、昭和50年5月から平成15年4月まで7期28年それぞれ町議を務められ、議員活動を通じ訓子府町の振興発展に貢献されています。
2月26日に議長応接室で橋本憲治議長から表彰状が伝達されました。二人とも初当選時のことを思い出して話すなど、今回の表彰を喜んでいました。

シリーズ 新自治への一歩③

～町民基本条例（仮称）の 制定に向けて～



今、全国の市町村で「自治基本条例」という耳慣れない条例が、盛んに制定され始めました。これは、何を意味しているのでしょうか。

■■■この条例では、 何を決めるの？■■■

この条例は、訓子府町がこれからのまちづくりを進めるときに、最も基本とする「きまり」を定めるものです。

新しい自治のかたちでのまちづくりは、町民自らが、自分たちの地域のことを考え、自ら行動する「町民自治」が基本となります。そのため、これらのことが欠かせません。

①みんながまちのことをよく知る【情報の共有】
まちづくりについての情報は、町民みんなが共有することとし、町は、町民皆さんに対し

て、分かりやすく速やかに提供します。

②みんながまちづくりに参加する【参加と協働】
町民の皆さんは、まちづくりの主役であり、町の大切な決め事などまちづくりに対して平等に参加する権利を有します。

③それぞれの役割を明らかにする【役割と責務】
町民、議会（議員）、行政（町長・職員）は、それぞれまちづくりにどうかかわり、何をしなければならないのかを明らかにします。
これらのほかにも、町民の皆さんがまちづくりに直接意見を提出したり、投票できることや、条例を見直すことの決まりも定められます。

次回は、「条例ができたなら何が変わる」について取り上げます。

今回のキーワード 【自治：じち】

自治（地方自治）とは、地域に関することは、地域自らの責任において処理するという意味になります。

地方自治は、民主主義の原点ともいわれ、日本国憲法でも「団体自治」と「町民自治」を本旨として保障されています。

地方分権は、団体自治（役場が主）から、町民自治（町民が主）への切り替えを実現しようとする動きとも言えます。

■問合せ 企画財政課企画係（☎ 47-2115 役場2階 窓口12番）